

「時代の気分」と共鳴する改憲論？

世論の一端が示す、強い「現状突破」指向

東京・銀座に近く、数寄屋橋の道路わきに「銀恋の碑」が建っている。(中略)石原慎太郎氏が東京都知事選の最後の街頭演説をこの碑の前でしたのは、裕次郎ゆかりの場所だからである。(中略)

館ひろしが「政治のむだ遣いにノーと言っ下さい」と聴衆に呼びかける。みんな一斉に「ノー」と叫ぶ。息が合った。続くQアンドA。

Q怪しげな団体への天下りに。Aノー。Qおかしな学校教育に。Aノー。Q健康を損なう排出ガスに。Aノー。Q都民の心の届かない都政に。Aノー。Qでは石原慎太郎を都知事にする。Aイエース。……(都知事選の応援の人々(ポリティカっぽん)朝日新聞一九九九年四月一三日朝刊)

はじめに

今年四月九日、石原慎太郎東京都知事は自衛隊式典において、「不法入国した『三国人』、外国人」が凶悪犯罪を繰り返す、来るべき大規模災害時には騒擾事件さえ引き起こすことを懸念するとの認識を示した上で、その折には、治安の維持を自衛隊に期待すると発言した。

この発言が、幾重にも問題を抱えていることは明白である。外国人による凶悪犯罪統発という「わかりやすい事実」そのもののさげすみげなら、市民的安全に対する種々の脅威と外国人の増大との因果関係はまったく証明されておらず、むしろ治安当局が統計を操作して、それら「事実」をフレームアップしているときえ批判されている。まして、そのような「脅威」の背景にひそむ、漠然たる生活

立山紘毅

不安を形成する諸事実の一つ一つは、たとえば、金融不安、リストラ、各種の事故・事件・不祥事に見られるように、れっきとした(?)日本人の犯罪・違法行為に由来すること、「不法入国した外国人」の影に「不法就労を強いる日本人」が存在することなど、完全に忘れ去られている。それゆえ、日頃、こういった発言には好意的と見られる向き(その中には「激励」を受けた自衛隊も入る)を含めて、この石原発言に批判が巻き起こったのも当然のなりゆきではあった。

ところが、思わぬ援軍が到来する。世論である。東京都庁に寄せられた電話・ファクスの実に六割以上が、石原支持であったと伝えられる。これらが特定の勢力による組織的運動であったことを疑う余地もないわけではないが、それならむしろ問題は単純である。なぜなら、若干の変動は見せながらも、この二〇年来は

一貫して世論が示す基本的傾向は「護憲」であるからして、それら策動の存在を立証し非難すれば、「世論」は動かされないはずだからである。しかも、かつて大学生を対象として行われたアンケート調査の結果によれば、日本国憲法に対する知識や日本近現代史に対する認識の度合と、「護憲意識」との間に相関関係があることが示唆されていた(播磨信義「教員養成系学生の憲法意識と憲法教育」法律時報五四巻一〇号(一九八二年一〇月)。また、各種の市民運動の中で「憲法を知る・憲法を読む」運動を展開するにつれて、日本国憲法に対する理解と共感が深まる経験も常識に属するがゆえに、「護憲の処方箋」を繰り出していれば、その種の「世論」は必ずや「護憲」の側へ収束すると考えても不思議はない。

しかし、このような「常識的判断」と、かような政治家の発言を、世論が、それもわざわざ能動的にアクションを起こしてまで支持を表明する事態との間には、にわかに合致しないものを感じさせる。さらにいえば、分厚い世論に支えられているはずの憲法の現段階は、「全国民を代表する」国会において、「(公義の)明文改憲賛成派が「三分の二の壁」をはるかに超え、憲法改正を視野に収めた憲法調査会の設置にまで至った。もちろん、このところの世論動向は「なんとなく改憲」にシフトしているのも事実では

あるが、それどころの騒ぎではない。

加えて、世界最大の発行部数を誇示する読売新聞社は、ことあるごとに「あるべき国家」像を明確に提示することを社論として主張し、それにまつわる混乱の「よってきたるゆえん」を日本国憲法に求め、それを解決するためと称して、この五月三日に「憲法改正第二次試案」を公表した。もし、「護憲の世論」の基調がかくも分厚く信頼に足るものであるならば、かかる「試案」を公表する新聞の発行部数が大幅に減少して不思議はないはずだが、寡聞にしてそのような話は知らない。

全国憲法研究会・憲法問題特別委員会 の活動について

全国憲法研究会（通称「全国憲」）は、規約第一条において、「憲法を研究する専門家の集団であって、平和・民主・人権を基本原理とする日本国憲法を護る立場に立って、学問的研究を行なう」ことを謳い、第二条で、その目的を達成するため、定期的研究会の開催、研究成果の公表、時宜に応じた意見発表等の事業を行なう旨定めている。学術研究団体である。一九六五年に

もちろん、世論がもつ憲法意識と境界

レベルの改憲動向とがズレをもつ現象自身は、今に始まったことではない。また、国会の議席占有にせよ新聞のシェアにせよ、決定する要因も単純ではない。にもかかわらず、少なくとも現時点において、世論の一部、それも能動的な部分に、政界・国会レベルにおける改憲動向の共鳴板が形成されていること、ある条件下でこれが活性化されること、これまでに数回にわたって繰り返されてきた憲法改正論議とは違う様相を示す可能性があることを指摘するのが本稿の課題である。そのような世論動向を示す場合は、ネ

ットワーク上に存在する。

誰が発言しているのか？

インターネットにおけるメッセージ交換の手法は、双方向性と公開性（≪情報発信者・受信者の不特定多数性≫）の度合によって、いくつかのパターンに分けることができる。その中で、「掲示板」と呼ばれるものは、内容に対する管理者のコントロールが比較的容易なこと、そのため参加者がある程度絞れると同時に、やり取りの双方向性が目に見える形で確保できるため、仲間うちでの気軽なメッ

セージ交換をうながすことができること

と、反面、掲示板の所在さえわかれば部外者が参加または閲覧する自由度も高いため、パソコン通信の時代から好んで使われてきた。その中には、個人ホームページのコンテンツとして開設するものも多いが、最近、この特性に着目して、企業活動の一環たる広報活動に応用するケースが目立っている。

本稿の課題に関連して愕然とさせられたのが、冒頭にふれた石原都知事の（第）三人発言にかかわって、マイクロソフト・ネットワークが行ったアンケートとそれに関連する掲示板であった。これは、ホームページ閲覧ソフトで最大のシェアを誇るインターネット・エクスプローラをインストールして起動すれば、たいてい最初にアクセスされるサイトからすぐ入れること、アクセス数の多寡が広告料計算の基礎となることもあって、多くのアクセスを稼ぐべく、開設者も折々の話題にことよせて、さまざまなアンケートと意見募集を精力的に行っている。問題の掲示板は石原発言の翌日に開設されたが、異例にも数日を経ずしてネットワーク上から消滅したため、筆者の手許にも保存されていない。ただ、その内容は、石原支持が三分の二以上を占める状況であったこと、当初はともかくにも「健闘」していた石原発言批判派が、支持派の数（この種のやり取りがい

発足し、以来これまで毎年、春秋の研究集会・研究総会と五月三日の憲法記念講演会を恒例の行事として挙行してきたほか、憲法原理に反すると思われるいくつかの事象に対して、時宜に応じた「護憲」の立場から各種の声明を発表する等の活動を行ってきた。そして「全国憲」は、現在、その名の通り、全国の大学その他の研究・教育機関において活動する憲法研究者約四〇〇名をもって組織されている。

全国憲は、今年の一月に衆参両議院に憲法調査会を設置され、改憲のための動きが本格化したのを憂う。そこで特別に、改憲への動向を対象として批判的な

検討を開始するため憲法問題特別委員会を組織することとし、その下で第一回目の研究会を五月一日に開催し、第二回目を七月二十九日に、第三回目を一〇月六日に、さらにその後も随時、研究会その他の催しを予定している。六二頁以下に掲載されている立山紘毅論文は、第一回研究会での報告と討論を踏まえた研究成果の発表であり、第二回目の研究会以降の研究報告も、第一回目と同様に本誌で公表される予定である。このような機会を与えてくださった本誌編集部に感謝したい。

（全国憲 吉田善明）

ったん過熱すると、半日で十数万字に及ぶメッセージが発信されるのは珍しくない」と、その居丈高な論調の前に沈黙を強いられていく過程であったことだけを指摘しておく。

掲示板にせよメーリング・リストにせよ、その参加者にはいくつかの層があり、常時参加のメンバーにも、ROM (Read Only Member : いうまでもなく、半導体素子の一つ、Read Only Memory のもじりである) と呼ばれる、もっぱら情報受信の側に立つ層と、積極的に投稿して討論を推進する層とが存在し、後者は前者の1〜数%程度というのが経験的にいわれる比率である。さらに、国民全体を母集団、インターネット利用者を標本集団と仮定した場合、後者には見逃すことのできない偏りが存在する。日本インターネット協会の年次調査『インターネット白書』(インプレス)や各種調査からうかがわれる利用者の中心的な像は、近年急速に平準化してきたとはいえ、二〇代後半から三〇代の、大都市およびその近郊に在住する、情報通信産業や関連分野に職を有する男性で、比較的種々の方面に興味関心を有する多趣味な人々、さらにはそれを支える高学歴・高収入(野村総合研究所・東京大学社会情報研究所『インターネット利用者の実態 1998』(<http://www.nri.co.jp/news/1999/990225.html>))といった姿までも浮かび上がる。

その意味で、掲示板等で積極的な情報発信を行う集団は、けっして国民世論を忠実に反映していないが、問題は、このような集団が世論形成において、いかなる機能を営むのか、という点である。

ここで想起されるのが、「コミュニケーションの二段階の流れ」仮説(E・カツツ・W・シユラム編(学習院大学社会学研究室訳)『マス・コミュニケーション—マス・メディアの総合的研究』(東京創元社・一九六八)一九四頁以下)である。マス・コミュニケーションを通じて伝達される情報の影響力には種々の要因が推定されるが、その中でも、比較的強く支持されているのが上述の仮説である。それによると、社会的対象にかかわるさまざまなメッセージは、メディアに対してより強い選好を有するとともに、その周囲に広がる家族・友人あるいは職能集団に対して強い関心をもち、影響力の行使を試みようとする「オピニオン・リーダー」を通じて一般に受容される、という。

今のところ、ネットワーク上で積極的な情報発信を行う集団が、「オピニオン・リーダー」と同一であることを示すデータはない。しかしながら、各種調査が示すデータは、これら集団がその資質をもつことを否定していないばかりか、むしろ、各種メディアを通じて情報に対する高い感度と積極的な情報発信というイメージからは、「二段階の流れ」仮説

がいう「オピニオン・リーダー」たることを強く示唆する。

以下に指摘する「世論動向の一端」なるものは、上述の理由からいくつもの偏りを帯びていることを、あらかじめおこたわりしておく。また、統計的な操作を経て抽出された集団ではないので、本質的に統計的处理にもなじまない。しかしながら、ある主体の行う調査に対して受動的に回答した結果ではなく(このような場合、調査主体に対する一種の迎合が生じ、調査結果に差異を生ずることも経験的に知られている)、コミュニケーション論上、注意を要する集団が自発的・能動的に意見表明するとき、そこにいかなる「憲法感覚」が存在するかを示す一例として、分析を試みようとするものである。

いくつかの特徴

さきにも述べたように、本稿を執筆する契機となったマイクロソフト・ネットワーク上の掲示板については記録が存在しないため、印象把握にとどまらざるをえない。それにかわって分析を試みる対象として選択したのが、テレビ朝日系「ニュースステーション」ホームページに存在する掲示板「Your Voice」(<http://www.tv-asahi.co.jp/n-station/index-2.html>)である。

もつとも、マイクロソフト・ネットワークの掲示板と比較したとき、これには若干の懸念がある。それは、免許事業たる放送事業者が開設しているだけに、管理者が投稿内容にコントロールを加える可能性がトップページに記載されており、完全な意味で「自発的・能動的」情報発信とはいいた点である。しかしながら、視聴者からの投稿に対しては、種々の理由から判読不能の文字が混入(文字化け)していることを管理者がわざわざことわったうえで、不完全なメッセージさえ掲載されているところからみて、コントロールの度合は比較的小さいものと推定される。むしろ、この掲示板の価値は別のところにある。

「ニュースステーション」は今年に入って「番組リニューアル」を行い、当該掲示板は、これにともなって開設された。現在、この番組の視聴率は全盛期を上回る勢いを見せており、同時刻放送のNHK報道番組を足元にも寄せつけていない。また、番組中でも、その存在をしばしば告知しているため、おびただしい数の掲示板の中でも、もつとも広範な国民に向かって開かれた存在であると推測できる。しかも、掲示板自身が、番組中のコーナー「News in depth」との連動企画であるため、社会的対象とその報道に対するレスポンスという点での興味もある。

平日放送の番組であるだけに、内容は硬軟取り混ぜてさまざまだが、問題の石原発言に対しては、四月一〇日から一四日にわたる投稿が登載されている。このほか、注目すべきは、「卒業式シーズン」の日の丸・君が代体験（三月九〜一九日）、日の丸・君が代体験（国立（くにたち）の場合）（三月二〇日）、さらには「山口・光市母子殺害事件判決」本村洋さん生出演（三月二二〜二六日）等も挙げる事ができよう。いずれも、教育改革や少年法改正といった憲法改正の「一里塚」と目される論点に深く関わるだけでなく、平和、人権、民主主義という、日本国憲法の基本原理と密接にかかわる論点を複雑に内在するテーマである。

一読して気づくのは、現存する制度・システムに対するきわめて強い不満が、投稿の隅々に漲っていることである。そして、その批判のありようは、たとえれば、それがマスコミ批判に至るとき、「報道と人権」の文脈で多用される言説さえ一般的（……都民ではありませんが、私は本日都知事に激励のメールを差し上げました。（中略）問題を増幅し故意に都知事個人を糾弾しようする誤った（あるいはうぬぼれた）正義感を振りかざすマスコミに、極めて危険なおごりを感じてます。（中略）マスコミは自分のおごりを気づくべきです。……」（福

島・四一歳）であり、それだけ読めば「反体制的」言説と受け止められかねないものも少なくない。ただし、上述の言説は、ほかならぬ石原が記者を怒鳴りつけた一幕の発言内容でもあること、護憲派に対して悪罵の限りを尽くす小林よしのりや櫻井よしこが「社会派論客」として脚光を浴びた契機が、葉書エイズ問題におけるラディカルな批判者であったことには注意しておきたい。

問題は、それら批判・不満の指向性に微妙な相違がある点である。すなわち、これら言説は、強力な指導者の下に確固たる「新秩序」が建設されることへの強い指向性を有し、それによって現存する制度やシステムを根拠から覆すことを希望する。そこでは、理性的な討論と説得は重んじられず、一刀両断的な解決こそよとされる。それゆえ、その種の言説と行動の担い手の一人と目される石原慎太郎が、近代的な外観をまもってはいても、その価値観においてはむしろ復古的勢力の一員であることに對しては無頓着である。むしろ、そのことを指摘するや「言葉の揚げ足をとるのではなく、今現実的に起こっている、日本の倫理や文化を無視した不法で不当な行動をしている外国人の問題について議論、行動すべき」（東京・二九歳）から、「戦後日本の、平等主義、進歩的文化人を称した者が、政界、教育会を牛耳り、不平等の中の矛

盾を生んだ、貴局などのメディアの偏向報道も悪い。耳障りのいいことばかり言って責任を取らなかつた者に文句を言う権利はない」（東京・三六歳）といった言説まで飛び出してくる。

逆に、まっさきに檜玉に挙げられるのがマスコミである。たしかにマスコミに問題が山積しているのは事実であり、「身から出た錆」という面がないわけでもないが、ほかならぬマスコミの一角から、これら投稿と同種の言説が発信されていることを考えると、説得力を欠く。たとえば、石原発言後、『SAPIO』は「石原慎太郎、東京外国人地帯を行く」といった記事を掲載したが、これら掲示板上の言説は、自ら切り捨てるべき対象とみなしているマスコミから、同種の情報が発信されていることにも無頓着である。むしろそこには、さきに引用した「文句を言う権利はない」といった発言に代表されるように、理性的な討論を通じて「下から」公共圏を生成することを根拠から否定する指向性すら帯びている。

もつとも、これら発言が「長いものは巻かれろ」式の発想だけに彩られているわけでもないのが、第三の特徴である。多用されている「いじめ」「揚げ足取り」といった表現には、「みんなが選んだ知事に対して……」というニュアンスが強く感じられる。また、日の丸問題

についても、「何度となく行われた世論調査でも、国旗の日の丸、国歌が代に異論を唱える人はごく少数意見でしかない」（岐阜・四二歳）との発言に見られるように、「みんな」がそう考え「みんな」で決めた法律や国家のありようだから、従うのが当然という思考様式であった、そこには「参加」および「みんなの考え」世論」という媒介項によって正統性を賦与された「秩序」を指向するベクトルがある。もちろん、「みんな」と違うこと、つまり、少数意見だからこそ尊重しなければならぬ、という発想はきわめて稀薄である。

おそらく、石原を都知事に押し上げた選挙運動を切り取って見せた冒頭の新聞記事が示す「時代の気分」からすれば、三権の外にあって、それをチェックする役割を果たすべき使命をこめて語られる「第四権」としてのマスコミは妨害者・攪乱者にしか映るまい。まさに「我々が欲しているのは、都知事と共に改革を進めるマスコミ」（福島・四一歳・前引）であり、権力行使をチェックしようとする者には、小林や櫻井らの多用する多種多様なレッテルが貼り付けられ、「沈黙のらせん」（E・ノエレーノイマン）への道だけが用意されている。まして、それら言説と行動とが、現に政治権力を行使しつつ「改革」を呼号する者との間で共有され、「自己啓発セミナーまがいの言

説」(石崎孝)までも駆使して賞揚される状況であることに鑑みると、思い半ばに過ぎるものがある。

このような状況下で推進される「自主憲法制定」あるいは「国民による憲法制定権力の行使」がいかなる姿を取るか。近代憲法のもつ役割のうち、権力行使に正統性と合法性を賦与するモメントは重視され、「時代の気分」がもつ独特の秩序感覚・憲法感覚を実現する手段として渴望されたとしても、権力行使をチェックして基本的人権を保障する役割は「無責任な自己中心主義」に道を開くものとして軽視される運命となろう。

ことここに至って、読売改憲試案第二次案が、「公共の福祉」を「公共の利益」と呼びかえたこと、そこに国際人権規約に言及してまでも「国家の安全と公の秩序」をダイレクトに結びつけたこと、そして、国民にそのような憲法の遵守を義務づけたことの別の意味があらわになっている。「近代憲法について何もわかっていない」ところではなく、「時代の気分」と共鳴する性格を色濃く帯びているのである。

むしろにかえて

政治と世論とが共鳴するとき

かような「時代の気分」が、議会より執行権に、組織より個人に、議論より決

断に強く傾斜するであろうことは想像に難くない。ただ、厄介なことは、このような気分が、住民主権の担い手と目される人々の間にも広く分布している気配があるかがわれるところにある。一九九九年三月九日付朝日新聞朝刊に掲載された次のくだりはその一例である。「私は変節しました。議員は、やっぱり必要ですね。そう語るの、情報公開法を求め

る市民運動」事務局長を一五年近く務める奥津茂樹さん(38)。／情報公開や住民参加が進み、住民が直接行政をコントロールできる社会になれば『地方議員はいらぬ』と信じてきた。だが、『市民参加条例』のモデルづくりに取り組んで、考えは変わった。(中略)／『市民の代表とは結局、選挙で選ばれる議員にしか行き着かない。だから市民を超えた力を持つ議員たちが要るんです』(『存在意義探る議員(政治家よ 第六部 地方は問う…三三)』——この記事からは、奥津の周囲に「変節せざる市民」が数多く存在することを推測させる。そして、彼らが抱く秩序感覚は、「議会より執行権」という指向性が典型的に示すように、むしろ、繰り返し言及する「時代の気分」が指向する秩序感覚と共通項が多いことを暗示させる。もしそうであるならば、

政治レベルにおける改憲動向が、それら市民の参加意識と共鳴したとき、「真の民主主義をめざす・未来指向の市民運

動」なるプラス・イメージをふりまきつつ、「少数者・異端者・批判者の権利尊重」を強引に排除しながら(すでに、一部のメディアが「人権屋」なるレッテル貼りにより出していることに注意された)、一気に突き進む公算が高いといわなければならない。

もつとも、改憲派の側にも「誤算」はある。その第一は、いまだ現行憲法を「諸悪の根源」とみなすシンボル操作に成功しているとはいえないところであり、しかもそのシンボル操作にまとりつく「古臭さ」を、(ある意味では当然であるが)石原でさえも払拭しきれていないところにある。その意味では、護憲派による精力的な批判が一定の成果を上げていともいえるが、それ以上の「誤算」は、まさに憲法調査会の存在そのものにあるのではないか。

すでに述べたように、このたびの改憲動向は、上述の「時代の気分」と政治の動きとが共鳴し、増幅する関係に入ったときに、一気呵成に進行する公算が高い。それら「時代の気分」の担い手たちに政治過程における公的な役割が割り当てられ、「オピニオン・リーダー」としてふるまう正統性が賦与されたとき、恐るべき事態が現出することが懸念される。ところが、そもそも憲法調査会が「唾棄すべき議会」に設置されたこと、しかもそこで、半世紀以上も前の制憲過

程を延々と議論する事態は、とうてい彼らの気分とは相容れまい。そもそもそこに、彼らを満足させる「公的役割の割当」など期待できない以上、彼らが憲法調査会の動向に多大な関心をもって主体的にふるまうとは想像できない。

このような世論動向が生ずる理由は単純ではない。社会の変容がもたらす生活基盤の崩壊と、それにとまらぬ不安心理を背景として「心に潜む、言葉にできなかったあらゆる恐怖感、……『みんな』も抱いていると信じる恐怖感に対抗する代弁者」(テッサ・モリススズキ「新たな市場に出荷された古い偏見」世界二〇〇〇年八月)を触媒として表面化した側面もあれば、日本社会が急速に「努力のしがない社会」へ傾斜することに対する閉塞感(佐藤俊樹「不平等社会日本」(中公新書二〇〇〇))のなせるわざかもしれないが、もはや紙数も尽きた。それら「時代の気分」が、一過性にあらざる深刻な事情を抱えているがゆえに、これまで繰り返してきた「護憲の処方箋」では対処しきれない可能性が高いことを最後に指摘して本稿を閉じる。

(たちやま・こうき 山口大学教授)